

技能グランプリの概要

1 概要

技能グランプリは、技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その熟練した技能を広く国民に披露することにより、その地位の向上と技能の振興を図ることを目的として、各都道府県から選抜（年齢制限は無し）された特に優れた技能を有する1級技能士等（単一等級含む）が参加する技能競技大会であり、中央職業能力開発協会と（社）全国技能士会連合会の共催により、昭和56年度より毎年開催されてきたが、平成14年度からは隔年で開催されることとなった。

2 開催状況

第1回大会は、昭和57年1月28日～31日、東京国際貿易センターを主会場として、16職種（建築板金、染色補正等）に434名の技能士が参加して開催され、現在に至っている。

また、平成13年11月に開催された第21回大会は大会史上初めての地方開催として、島根県のくにびきメッセを主会場として開催された。

なお、直近では平成17年3月に30職種に446名の技能士が参加して千葉県のみやぎメッセを主会場として開催された。次回は、平成19年3月2日～5日の開催を予定している。

3 大会運営（平成17年度大会）

- 1) 主催者 中央職業能力開発協会、（社）全国技能士会連合会
- 2) 後援 厚生労働省、経済産業省、国土交通省、各都道府県、各都道府県職業能力開発協会、各都道府県技能士会（連合会）、独立行政法人雇用・能力開発機構、（社）日本経済団体連合会、NHK
- 3) 表彰 内閣総理大臣賞（繊維、建設、一般製造及び一般の各部門の最優秀者）
厚生労働大臣賞（総理大臣賞受賞者以外の優勝者及び最優秀選手団）
職業能力開発局長賞（優秀選手団）
主催者賞（金・銀・銅メダル、敢闘賞）

「ものづくり立国」の推進

平成18年度予定額 7.9億円

1 事業の趣旨

ものづくりは労働の原点であるとともに、我が国経済社会の基盤であり、今後とも我が国経済が健全に発展していくためには、ものづくり技能を尊重する気運を醸成し、若いものづくり人材を確保・育成していくことが重要である。

しかしながら、若者の製造業離れや2007年以降、団塊の世代が引退過程に入り、ベテラン技能者が培ってきた技能をどのように継承していくかが大きな問題（いわゆる「2007年問題」）となっている。

このため、若者に対してものづくり技能の魅力を啓発し、若者がものづくり現場に対して興味を持ち、さらに、自ら進んでこの習得に向かう環境を整え、ものづくり技能の習得を通じて就労を促進するほか、国民各層が技能の重要性を広く認識し、ものづくりに親しむ社会の形成に資する各種事業を国民的規模で展開することとする。

2 主な事業の概要

(1) 工場、民間、公共の訓練施設等の開放促進

若者のものづくり離れを解消し、ものづくり技能の理解を促進するためには、若者に対してものづくり技能の魅力を啓発する場を提供することが必要であるため、ものづくり現場を見学し、ものづくりを体験する機会として、企業の工場・訓練校、公共職業能力開発施設等の開放を促進する。

(2) ものづくり技能に関するシンポジウム等の開催

国民各層がものづくり技能の重要性を認識し、もって社会における技能尊重気運の醸成を図るため、ものづくり技能に関するシンポジウムや優れた技能者による技能の実演等を全国の主要都市で開催する。

(3) 若者によるものづくり技能競技大会の実施

職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高等学校等において技能を習得中の20歳以下の者を対象にもものづくり技能競技大会を実施することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させ、もって、若者の就業促進、若年技能者の裾野の拡大、技能尊重気運の醸成を図る。

(4) 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会金メダル倍増計画（仮称）の実施

「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」に参加する日本選手の活躍を支援するため、選手候補者を対象とした各種強化対策を実施する。

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会の概要

1 大会の概要

技能五輪国際大会は、各国の若者が国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興と技能水準の向上等を目的とした大会であり、1950年にスペインで第1回が開催された。我が国は1962年の第11回大会から参加し、1970年の第19回大会が東京で、1985年の第28回大会が大阪で開催された（詳細別紙1）。

国際アビリンピックは、障害のある人の職業的自立意識の喚起、社会一般の理解の増進等を図ることを目的とした技能競技大会であり、1981年の国際障害者年を記念して第1回大会が東京で開催された（詳細別紙2）。

これらの大会は、第1回目以降、異なる時期に異なる都市で開催されていたが、2007年に初めて静岡において第39回技能五輪国際大会と第7回国際アビリンピックが同時開催されることとなった。

2 名称及びキャッチフレーズ

(1) 名称

第39回技能五輪国際大会、第7回国際アビリンピック及び併設イベントを総称して次のような名称とする。

2007年ユニバーサル技能五輪国際大会

International Skills Festival for All, Japan 2007

(2) キャッチフレーズ

個性輝く技能の祭典 ～見せよう、伝えよう、技能で輝く個と社会～

3 大会規模

(1) 第39回技能五輪国際大会

①参加国・選手数 40カ国程度 約2,500人（選手、審査員他）

②実施職種数 40職種程度

(2) 第7回国際アビリンピック

①参加国・選手数 30カ国程度 約1,000人（選手、審査員、介添者他）

②実施職種数 30職種程度

4 日程

(1) 大会日程

技能五輪国際大会：11月7日（水）～21日（水）（15日間）

国際アビリンピック：11月13日（火）～18日（日）（6日間）

(2) 競技日程

日程	技能五輪	アビリンピック	備考
11 / 14 (水)		開会式（合同開催）	
15 (木)	競技	競技・審査	
16 (金)	競技	競技・審査	
17 (土)	競技	競技・審査	
18 (日)	競技	表彰式・閉会式	
19 (月)	審査		
20 (火)	審査		
21 (水)	閉会式		

5 主催

(財) 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会日本組織委員会

6 共催

ワールドスキルズ (WorldSkills)

国際アビリンピック連合 (IAF: International Abilitylympic Federation)

国際リハビリテーション協会 (RI: Rehabilitation International)

7 大会プログラム概要

(1) 開会式（グランシップ（静岡市））

同時開催の意義を深め、選手等の交流を促進する目的で、技能五輪国際大会及び国際アビリンピックの開会式を合同開催する。

(2) 加盟各国が参加する競技（技能五輪国際大会は門池地区（沼津市）の施設、国際アビリンピックはツインメッセ（静岡市））

技能五輪国際大会 （前回大会実施職種 は別紙3）	正式職種	前回大会の競技職種をもとにワールドスキルズが40職種の範囲内で決定（最低参加国数：12）。光ファイバーに関する職種を初めて実施する予定。
	デモンストレーション 職種	加盟国の提案に基づいてワールドスキルズが決定（当初最低参加国数：6）。
	プレゼンテーション 職種	開催国が独自に実施可能で、ワールドスキルズの競技規則に則って実施する必要はない。
国際アビリンピック （前回大会実施職種 は別紙3）	職業技能競技 職種	義務的職種（12職種）は以下のとおり。 家具製作、コンピュータ・プログラミング、洋裁、電子機器組み立て・テスト、木彫など。（最低参加国数：3、最低参加者：5）これらの職種を含め25職種程度実施する。
	生活余暇技能 競技職種	実施することが義務。障害のある人のすばらしい才能や能力をアピールする競技職種を実施する。

(3) (2) 以外の競技等イベント（競技会場内又はその近隣）

①日本の優れた技能の紹介

アニメ製作などの若者に魅力のある職種や伝統産業に関する職種を、技能五輪国際大会のプレゼンテーション職種として実施。

また、障害者向け職種として職域拡大をアピールできるもののうち、参加者が少ないために職業技能競技としての実施が困難なものを国際アビリンピックのデモンストレーションとして実施。

②障害者の支援に関する企業の取り組み事例

(4) 併催イベント（競技会場内又はその近隣）

①世界技能シンポジウム（仮称）

障害者を含めた職業能力開発に関する国内外の専門家、関係者が一同に会する国際会議を開催。

②産業観光など開催地の特色を活かしたイベント

③その他

若者に魅力のあるものや子供を対象とした体験型のものなど、発信力、集客効果のあるイベントを実施。

同時開催を象徴するイベントとして障害者と障害の無い者とが協力して取り組めるものなど、大会を象徴するイベントを実施。

(5) 閉会式（技能五輪国際大会はキラメッセぬまづ、国際アビリンピックはグランシップ）

技能五輪国際大会について

1 大会概要

技能五輪国際大会は国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、青年技能労働者（満22歳以下）の国際交流と親善を目的とした大会で、1950年（昭和25年）に2カ国（スペイン、ポルトガル）で始まった。1971年（昭和46年）まで毎年開催されていたが、それ以後は原則2年ごとに開催されている。

1966年には、参加国の代表により技能五輪国際組織委員会（ワールドスキルズ）が組織され、この組織委員会の定めた規約に基づき、大会が運営されている。

我が国は、1962年（昭和37年）にスペインで開催された第11回大会（ヒホン大会）から参加しており、1970年（昭和45年）には第19回大会が東京で、1985年（昭和60年）には第28回大会が大阪で開催された。

（注）技能五輪国際組織委員会

技能五輪国際組織委員会（ワールドスキルズ）は、職業訓練の促進、技能に関する制度の情報交換の促進及び青年労働者の国際的相互理解の促進を目的として、1966年（昭和41年）に非政府組織として結成され、その組織は加盟国の代表により構成されている。日本からは、中央職業能力開発協会が加盟している。

（参考）第38回大会参加国・地域一覧（37カ国・地域）

日本、アラブ首長国連邦、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、スイス、ドイツ、デンマーク、フィンランド、フランス、香港、インドネシア、アイルランド、イラン、南チロル・イタリア、ジャマイカ、韓国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モロッコ、マカオ、マレーシア、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポルトガル、サウジアラビア、スウェーデン、シンガポール、タイ、チュニジア、チャイニーズタイペイ、イギリス、アメリカ合衆国、南アフリカ

2 参加資格

出場する競技大会の開催年に満22歳以下である者。各国1職種につき1名または1組。

3 競技職種

総会により定められた40職種以内の正式職種及びデモンストレーション職種。

4 開催状況

開催年	1995年 (平7)	1997年 (平9)	1999年 (平11)	2001年 (平13)	2003年 (平15)	2005年 (平17)	2007年 (平19)
開催国	第33回 フランス (リヨン)	第34回 スイス (サンクト ガレン)	第35回 カナダ (モントリオ ール)	第36回 韓国 (ソウル)	第37回 スイス (サンクト ガレン)	第38回 フィンランド (ヘルシンキ)	第39回 日本 (静岡)
参加国・ 地域数	28	30	33	35	37	37	未定
正式職種数	34 (28)	37 (29)	36 (32)	39 (31)	38 (31)	34 (30)	未定
参加選手数	474 (28)	519 (29)	625 (34)	616 (33)	585 (34)	625 (34)	未定

注 ()内は、日本の参加職種数、参加選手数

国際アビリンピックについて

1 大会概要

国際アビリンピックは、1981年（昭和56年）の国際障害者年を記念して、障害者の職業的自立の意識を喚起するとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、さらに国際親善を図ることを目的として、1981年10月に第1回大会が東京で開催された。

国際アビリンピックは、開催国の障害者関係団体が主催団体となり、国際リハビリテーション協会（RI）〈注1参照〉と国際アビリンピック連合（IAF）〈注2参照〉との共催で開催されている。

香港大会からは「障害者の完全参加と平等」を実現するため、ノーマライゼーションの理念にのっとり、障害者の参加する技能競技に加え、障害者と健常者の協力に主眼をおく生活余暇競技を新たに追加するなど種目が拡大された。

（注1）国際リハビリテーション協会（Rehabilitation International）

世界的レベルで障害者の諸問題に取り組んでいる障害者問題の分野では唯一の民間団体。加盟国は約80カ国に及び各国の障害者福祉団体・政府機関等が加入している。

（注2）国際アビリンピック連合（International Abilympics Federation）

国際アビリンピックを継続的に推進する組織。第2回大会の際の国際会議中、元RI会長・Dr. Harry Fangにより結成が提唱され、第3回大会より正式に発足した。

（参考）第6回大会参加国・地域一覧（33カ国・地域）

日本、オーストラリア、オーストリア、バングラディッシュ、ブータン、中国、台湾、チェコ、香港、インド、インドネシア、イラン、マレーシア、モリシヤス、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スロバキア、スロベニア、韓国、タイ、アラブ首長国連邦、ドイツ、ガーナ、イギリス、オランダ、レバノン、スリランカ、スウェーデン、スイス、アメリカ、ユーゴスラビア

2 参加資格

15歳以上の障害をもつ者。1職種につき1カ国最大3名まで。

3 競技職種

職業技能を競う職業技能競技、生活余暇を楽しむ技能を競う生活余暇技能競技の2つがある。

4 開催状況

開催年	1981年 (昭56)	1985年 (昭60)	1991年 (平3)	1995年 (平7)	2000年 (平12)	2003年 (平15)	2007年 (平19)
開催国	第1回 日本 (東京)	第2回 コロンビア (ボゴタ)	第3回 香港	第4回 オーストラリア (パース)	第5回 チリ (プラハ)	第6回 インド ニュージーランド	第7回 日本 (静岡)
総参加国数	56カ国	54カ国	83カ国	32カ国	29カ国	33カ国	未定
職業技能競技 参加国数	49カ国	47カ国	32カ国	23カ国	21カ国	23カ国	未定
職業技能競技 種目数	17 (17)	12 (5)	34 (21)	32 (15)	27 (14)	25 (12)	未定
職業技能競技 参加選手数	304 (76)	281 (7)	307 (28)	335 (28)	316 (28)	355 (19)	未定

注 () 内は、日本の参加職種数、参加選手数

第38回技能五輪国際大会実施職種
正式職種
ポリメカニクス
製造チームチャレンジ
メカトロニクス
機械製図CAD
CNCマシニング
情報技術
溶接
タイル張り
自動車板金
配管
電子機器組立て
ウェブデザイン
電工
工場電気設備
れんが積み
石工
広告美術
家具
建具
建築大工
貴金属装身具
フラワー装飾
美容/理容
ビューティーセラピー
洋裁
洋菓子製造
自動車工
西洋料理
レストランサービス
車体塗装
造園
冷凍技術
IIPCネットワークサポート
グラフィックデザイン
デモンストレーション職種
情報通信ネットワーク施工
印刷
鉄工
金属屋根葺
輸送技術

第6回国際アビリンピック実施職種
職業技能競技職種
籠製作
パーソナルコンピューター組立
コンピュータープログラミング
ホームページ作成
英文ワープロ
CAD製図
英文DTP
陶磁器
紳士服
婦人服
シルク絵画
絞り染め
型押しプリント
貴金属装身具
電子機器組立及びテスト
ポスターデザイン
スタジオ撮影
アビリンピック会場撮影
家具製作
木彫
ケーキ飾り
生け花
フラワーアレンジメント
水彩画
油絵
生活余暇技能競技職種
かぎ編み
手編み
マクラメ
チェス
刺繍
ろうけつ染め
不要品再利用

職業能力開発分野における国際協力

政府ベースによる技術協力

職業能力開発施設の設置・運営等に対する協力
技術協力プロジェクト、個別長期専門家の派遣

海外職業能力開発関係研修員の受入れ

我が国の職業能力開発施設等において技術研修等を集団又は個別に実施

第三国研修の実施に対する協力

開発途上国の職業能力開発施設における技術研修への協力

外国人研修生の受入れ

「国際技能開発計画」の実施

開発途上国等の技能労働者を受け入れ、将来指導的立場に立つための訓練を実施

「技能評価システム移転促進事業」の実施

開発途上国の職業能力開発団体、業界団体等の技能評価担当者を受け入れ、技能評価に係るノウハウを移転（技能評価制度に係る研修、現地トライアル検定・普及活動）

「外国人研修指導、援助事業」の実施

（財）国際研修協力機構により研修生受入企業等に対して各種の指導、援助を実施

「技能実習制度推進事業」の実施

技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るため、（財）国際研修協力機構を通じ研修・実習の状況把握、巡回指導、講習会の開催等の事業を実施

外国人留学生の受入れ

職業能力開発総合大学校における国費外国人留学生の受入れ

開発途上国における質の高い職業訓練指導員の養成確保への協力

国際機関等を通じた技術協力

「アジア・太平洋地域人材養成協力事業」の実施

東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア・太平洋経済協力(APEC)、国際労働機関/アジア・太平洋地域技能開発計画(ILO/APSDEP)といった国際機関等を通じた各種研修事業等の実施

・ 日・アセアン人材養成協力事業

CLMV国の政策担当者等に対する研修及び国別セミナーの実施

・ APEC技能研修

現地日系企業を通じた現地住民への研修を実施

・ APEC-IT研修

現地日系企業等を通じた現地企業の管理者等への研修を実施

・ APECフォーラム

APEC加盟国代表を招いて人材養成上の課題について意見交換を実施

・ ILO/APSDEP支援事業

加盟国を招きセミナー、ワークショップ等を開催

<職業能力開発分野の国際協力の実績>

平成18年1月1日現在

			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
APEC関係 (※1)	技能研修	研修実施国	インドネシア、フィリピン、マレーシア、パル、オーストラリア	インドネシア、中国、マレーシア、パル、タイ、オーストラリア	インドネシア、マレーシア、タイ、チリ、フィリピン、マレーシア	オーストラリア、フィリピン、パル、マレーシア、マレーシア	オーストラリア、フィリピン、パル、マレーシア、タイ、インドネシア
		研修人数	1,470人	2,278人	2,553人	861人	1570人(予定)
	IT研修	研修実施国	—	インドネシア、中国、マレーシア、パプアニューギニア、パル、フィリピン、タイ、オーストラリア	インドネシア、中国、マレーシア、パプアニューギニア、パル、フィリピン、タイ、オーストラリア	インドネシア、中国、マレーシア、パプアニューギニア、パル、フィリピン、タイ、オーストラリア	インドネシア、中国、マレーシア、パプアニューギニア、パル、フィリピン、タイ、オーストラリア
		研修人数	—	2,341人	2,569人	3,112人	2,200人(予定)
	人材養成国際フォーラム	テーマ	情報技術の進展に対応した職業能力開発	エンプロイアビリティと職業能力評価制度	技術革新等のニーズ変化に対応した効果的な職業技術教育プログラム	企業内教育訓練と政府の支援	若年者に対する職業教育訓練-持続的経済成長と若年者雇用-
		参加国数	14ヶ国	16ヶ国	12ヶ国	13ヶ国	14ヶ国
ILO/APSDEP 関係(※2)	セミナー・ワークショップの開催	実施件数	37件	37件	27件	37件	27件(3月実施予定)
		参加国数	22ヶ国	13ヶ国	19ヶ国	16ヶ国	13ヶ国(予定)
		参加者数	40人	23人	28人	42人	27人(予定)
ASEAN関係 (※3)	合同研修	研修実施国	—	—	—	日本、インドネシア	日本、タイ
		研修人数	—	—	—	8人	8人
	CLMV4ヶ国国内セミナー	参加者数	—	—	—	319人	300人(予定)
JICA事業関係 (※4)	プロジェクト外	協力件数	15ヶ国18件	16ヶ国19件	14ヶ国1機関 16件	11ヶ国11件	8ヶ国8件
		派遣人数	48人	39人	30人	21人	45人
	研修員受入(※5)	研修件数	167件	147件	117件・9ヶ国	117件・7ヶ国	207件・12ヶ国
		参加者数	129人	115人	126人	122人	112人

- ※1 APEC域内の開発途上国10ヶ国が対象。
- ※2 ILO/APSDEP参加国(アジア太平洋地域のILO加盟国)28ヶ国が対象。
- ※3 ASEAN加盟CLMV4ヶ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、オーストラリア)が対象。(H16年度より実施)
- ※4 技術協力は、長期間に及ぶため毎年度3月31日現在の協力状況をあげた。
- ※5 平成15年度より集団研修に加え国別個別研修を計上。

グローバル人材育成支援事業の概要

1 趣旨

グローバル人材育成支援事業は、経済活動のグローバル化の進展により、国際的な企業活動を支える人材の育成が課題となっていることを鑑み、とりわけ人材・能力開発面でグローバル化に適切に対応できていない中小企業等を対象に、国際アドバイザー等を活用して、グローバル化に対応した人材育成に関する相談援助や情報提供等を国内外において行うことにより、実践的な職業能力開発の機会を提供し、実践力のある国際人材の育成を推進することを目的とするものである。

2 事業内容

(1) 国際アドバイザーの登録・育成

海外の製造・販売拠点等で工場管理・技術指導、経営管理等の経験・ノウハウを有する技術者・管理者等を公募し、国際アドバイザーとして登録する。また、登録された国際アドバイザーを対象に集合研修を開催する。

(2) セミナー事業

国内及び海外において、国際アドバイザー等を講師として、グローバル化に対応した人材育成をテーマとするセミナーを開催する。

(3) 相談援助事業

国際アドバイザーを活用して、中小企業経営者、国内の労働者を対象にした相談窓口における相談及び出張相談等を通じてグローバル化に対応した人材育成に関する指導・助言を行う。

(4) 海外コンサルティング事業

海外における日系中小企業等の求めに応じて、国際アドバイザーを現地に派遣し、実地に指導・助言を行う。

(5) 海外派遣前研修事業

中小企業等の海外派遣要員となることが予定されている者を対象に、国際業務に必要となる実践的な知識・技能等を付与するための派遣前研修を実施する。

(6) 情報提供事業

諸外国の雇用関係法令や人事、能力開発に関する情報並びに海外への既進出企業の先進事例等の各種情報を、ICT等を活用しつつ民間企業等に提供する。

(7) 調査研究事業

有識者等による研究会を設置し、民間企業においてグローバル人材の育成を図るための有効な方策等について調査研究を行う。

技能実習制度の概要

1 技能実習制度とは

外国人研修生に対する新たな技能移転の仕組みとして平成5年度に創設。

一定期間の研修を経たうえで、研修成果等の評価を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下で実務を通じて技術、技能等を習得し、帰国後は修得した技術、技能等を母国の経済発展のために活かすこととする制度。

2 技能実習制度の基本的枠組み

(1) 対象者

研修により一定水準以上の技術、技能又は知識を習得した者を対象。

(2) 対象技能等

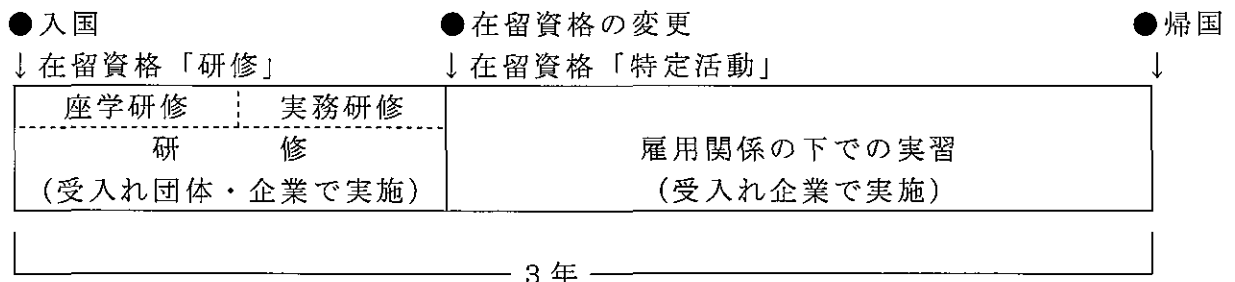
公的に評価でき、かつ、研修生送り出し国のニーズに合致するもの。
(現在62職種)

(3) 受入れ枠

当面は受入れ枠を設けないこととし、実施状況を踏まえ、受け入れ制限の方法につき関係省庁間で協議。

(4) 滞在期間

研修、実習を合わせ、滞在期間は3年以内。実習期間は研修期間の概ね1.5倍以内。ただし、研修期間が9月を超えるものである場合は、この限りでない。



(5) (財) 国際研修協力機構の活用等

技能実習制度の実施に当たっては、(財) 国際研修協力機構を中核的機関と位置づけ、積極的に活用する。